



室蘭基署基 1122 第 4 号

平成 30 年 11 月 22 日

室蘭労働基準協会長 殿

室蘭労働基準監督署長



「北海道冬季災害ゼロでんとう防止運動」等の取組について（協力依頼）

平素より、労働災害の防止に御尽力いただきしておりますことに、厚く御礼申し上げます。さて、北海道内における平成 29 年の休業 4 日以上の労働災害による死傷者数は 6,676 人で、そのうち転倒による災害は 1,925 人と全体の 28.8% を占めています。

また、転倒災害のうち 5 割以上が 12 月、1 月、2 月、3 月に発生しており、冬季ではないものの、平成 29 年 6 月には冷凍庫内で転倒し、頭部を強打したために死亡する災害も発生しております。

当署管内におきましても、平成 29 年の休業 4 日以上の労働災害による死傷者数 230 人のうち転倒による災害は 79 人と全体の 34.3% を占めています。

北海道はこれから本格的な冬を迎える、特に雪や凍結による転倒災害の多発が懸念されるところであります。

このため、北海道労働局では、冬季労働災害のうち「転倒」に着目し、重点的に転倒災害防止対策に取り組むことによって、労働災害を大幅に減少させることを目標に、別添リーフレット記載の実施要領により、昨年度に引き続き「北海道冬季災害ゼロでんとう防止運動」を展開することといたしました。

また、冬道運転に係る交通労働災害、屋根の除雪作業における墜落・転落等災害、一酸化炭素中毒等、冬季労働災害防止運動も併せて展開しております。

つきましては、本運動の趣旨を御理解いただき、傘下会員事業場に対する本運動の取組についての周知啓発に御協力いただきますようお願い申し上げます。

※リーフレットは北海道労働局のホームページからダウンロード出来ます。

(掲示場所)

ホーム > 各種法令・制度・手続き > 安全衛生関係 > 安全関係 > 労働災害防止について > 冬季災害防止

室蘭労働基準監督署 第 2 方面

〒051-0023

室蘭市入江町 1 番地 13

室蘭地方合同庁舎

T E L : 0143-23-6131

F A X : 0143-22-5213

北海道冬季災害ゼロ てんとう防止運動



STOP ! 転倒灾害

運動期間：平成30年12月1日～平成31年3月31日

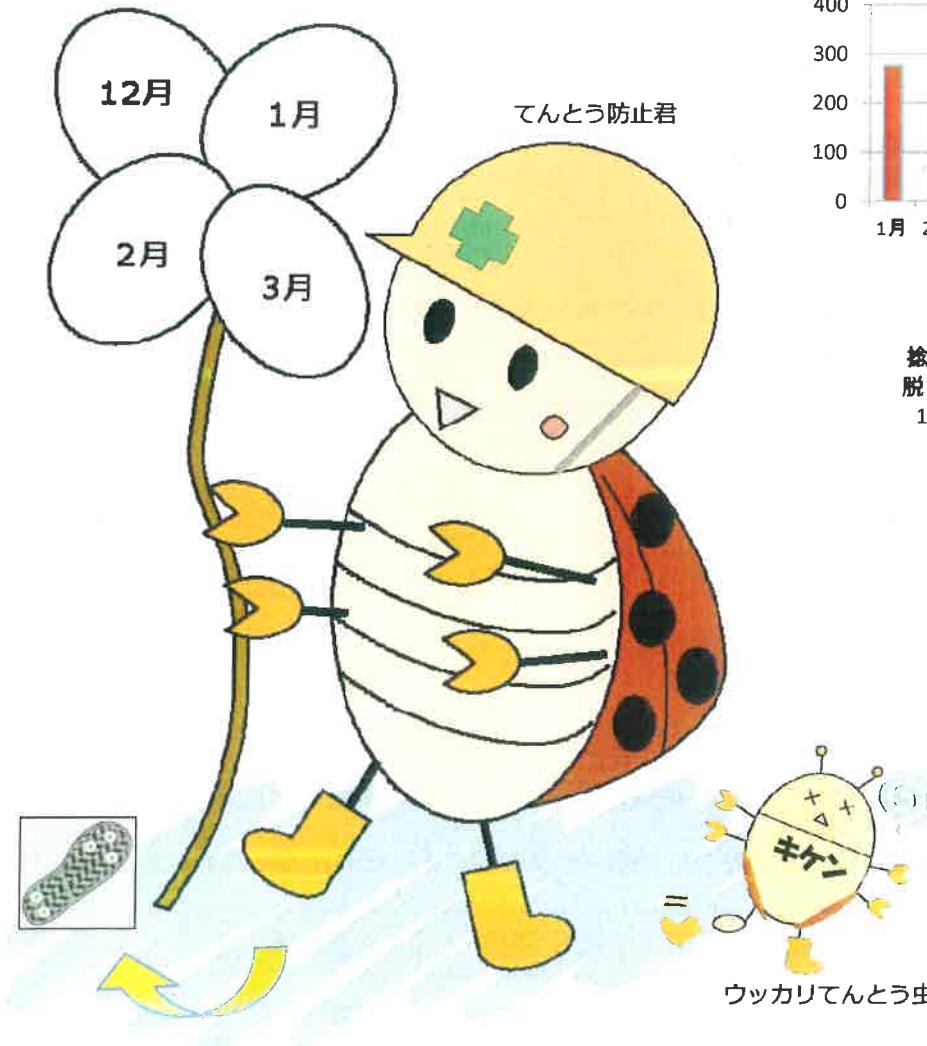
転倒灾害ゼロを目指して取り組みましょう。

【運動の5 Action】

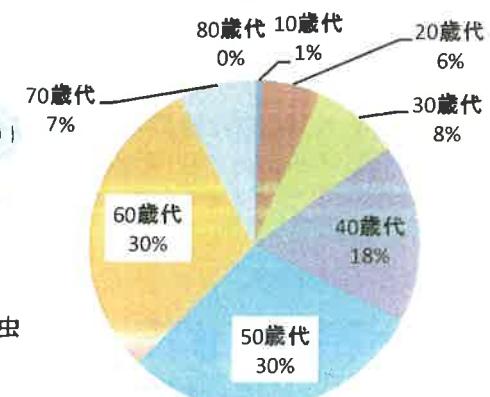
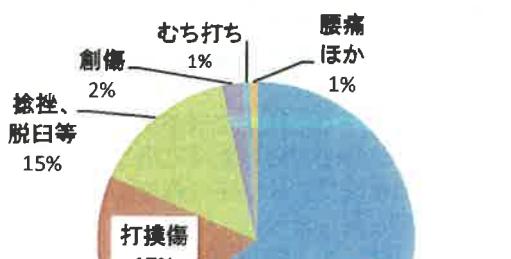
- 経営トップの転倒防止に取り組む意志表明
- 安全担当責任者の職場巡回の実施
- 4S(5S)活動の実施、危険予知活動や冬季危険ヒヤリマップ作成の推進
- 危ない！と感じた場所の情報集約（ヒヤリハット報告など）
- 転倒の危険がある場所の改善

咲かせよう！
「安全」のクローバー

災害ゼロを達成したら、達成月の葉を塗りつぶし、すべての葉が緑色になる
ように取り組みましょう！



転倒灾害発生状況



資料：労働者死傷病報告(休業4日以上)による



厚生労働省北海道労働局

各労働基準監督署(支署)

『北海道冬季災害ゼロてんとう防止運動』実施要領

厚生労働省北海道労働局

北海道内における平成29年の休業4日以上の労働災害による死傷者数は6,676人で、そのうち転倒による災害は1,925人と28.8%を占めています。

また、転倒災害のうち5割以上が12月、1月、2月、3月に発生しており、冬季ではないが、平成29年6月には冷凍庫内で転倒し頭部を強打したため死亡する災害も発生しております。

北海道はこれから本格的な冬を迎え、特に雪や凍結による転倒災害の多発が懸念されるところです。

北海道労働局では、冬季災害防止対策のうち「転倒」に着目し、重点的に対策に取り組むことによって大幅に労働災害を減少させることを目標に、『北海道冬季災害ゼロてんとう防止運動』を展開しますので、一人ひとりの積極的な取組により、冬季の転倒災害を撲滅しましょう。

運動期間：平成30年12月1日から平成31年3月31日

実施事項：「運動の5 Action」

・経営トップの転倒防止に取り組む意志表明

・安全担当責任者の職場巡回の実施

・4S（5S）活動の実施、危険予知活動や冬季危険ヒヤリマップ作成の推進

・危ない！と感じた場所の情報集約（ヒヤリハット報告など）

・転倒の危険がある場所の改善

主唱者：北海道労働局 各労働基準監督署（支署）

実施者：事業者及び労働者



【具体的な転倒災害防止対策（例）】

《屋外での転倒災害防止対策》

冬期間は凍結した路面で転倒し怪我をする災害が多く目立ちます。事業場内の駐車場や通路、また、通勤経路では次の対策を実施しましょう。

・事業場敷地内、駐車場、出入口、通勤経路等の滑り易い場所を確認し、「危険マップ」を作成する等により労働者に周知すること。

・靴は保温性が高く、かつ、滑りにくいものを使用すること。

・小さな歩幅で、靴の裏全体を着け、「急がず、ゆっくり」歩くこと。

・通路等は凍結防止対策（融雪剤、砂の散布等）を講じること。

・屋外や屋外に通じる階段にはすべり止めを設けること。

・服やズボンのポケットに手を入れたまま歩行しないこと。

・初めて北海道の冬を経験する者に対して、雪道の歩き方などの安全教育を行うこと。

《屋内での転倒災害防止対策》

水や油でぬれた床で滑って転倒したり、段差につまずいて転倒する災害が多く目立ちます。水のたまるところは水はけのよい床に改修し、油などの汚れは定期的な清掃により取り除くなどの対策が必要です。次の対策を実施しましょう。

・出入口などの滑りやすい場所は滑り止めの措置をとる。

・段差ができるだけなくするか、段差のある場所には「足元注意」の表示をする。

・床の油汚れや床面が水などで濡れているのを見つけたらすぐに拭く、濡れたままにしておかない。

・通路には物を置かない、物をはみ出させない。

・専用の滑りにくい履物を履く、靴のかかとを踏まない。

・走らない、ポケットに手を入れたままで歩かない。

・決められた通路を通る。

・出入り口や曲がり角では歩行速度をゆるめ、対向する人の有無を確認する。

駅構内、ビルなどに設置されているエスカレーターでは、歩くと振動による急停止や接触などによる転倒災害につながります。エスカレーターでは歩かないようにしましょう。

また、スマートフォン等を操作しながら歩く「ながら歩き」は、接触やつまずきによる転倒災害の原因になるので、行わないようにしましょう。

※このリーフレットは、

北海道労働局 てんとう防止運動

検索

STOP! 転倒灾害
プロジェクト

厚生労働省では、企業・事業場で実施されている転倒災害を防止するための安全活動の創意工夫事例（見える化事例）を募集し、公開していますので、参考にしてください。

職場のあんぜんサイト

検索

冬季特有の労働災害を防止しよう！



STOP！労働災害

北海道内は、冬季の積雪、寒冷により、事務所等の出入口や作業通路が凍結するため、転倒灾害が多く発生する傾向にあります。

また、降雪や気温の変化により路面が凍結することによる自動車のスリップ、吹雪等による視界不良により交通事故が発生しやすくなる傾向にあります。

さらに、建物の屋根等の除雪作業に伴う墜落灾害が多く発生しています。

のことから、冬季に発生する労働災害のリスクを低減させるために、「冬季労働災害防止運動実施要領」に基づき対策を講じた上で、作業を行うようにして下さい。

取組期間

— 平成30年12月1日 から 平成31年3月31日まで —

転倒災害事例

～滑りにくい靴の着用、危険マップの作成～

《事例1》（2月、午前1時）

【概要】 除雪車による、道路排雪直後の路面で転倒し、頭部を強打した。（死亡）

【再発防止対策】

滑りにくい靴を着用するとともに、
排土板等で締め固められた滑りやすい部分（光っている部分）は、できる限り避けて通行すること。

《事例2》（3月、午前8時）

【概要】 事業場敷地内を歩行中、凍結路面で転倒した。（休業）

【再発防止対策】

通路等は凍結防止対策（融雪剤、砂の散布、融雪マット等）を講じること。滑りにくい靴を着用すること。



転倒災害防止点検項目

1 敷地内の通路は指定していますか	<input type="checkbox"/>
2 屋外の通路を除雪していますか	<input type="checkbox"/>
3 敷地内にある通路は凍結防止対策（融雪剤、融雪マット）を行っていますか	<input type="checkbox"/>
4 冬用の履物を使用していますか	<input type="checkbox"/>

交通労働災害事例

～路面状況に合わせた運転、シートベルトの全席着用～

《事例1》（1月、午前11時）

【概要】 ワゴン車がスリップして対向車線にはみ出し、対向車線を走行中のダンプカーに正面衝突した。（死亡）

【再発防止対策】

路面状況に合わせた安全速度で走行すること。

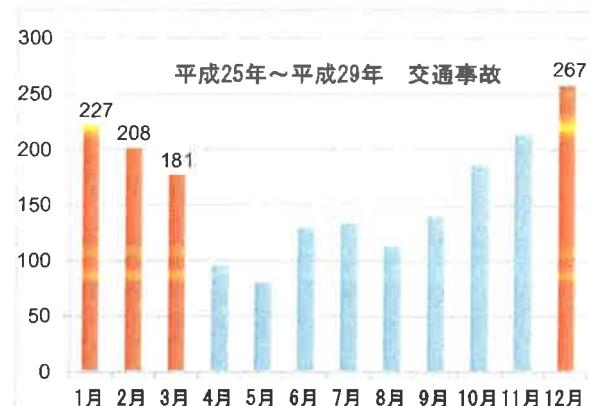


《事例2》(2月、午後2時)

- 【概要】**吹雪に巻き込まれ、事故のため停車している車両に気づかず追突した。
(休業)
【再発防止対策】

吹雪等のため視界が悪い場合には、最徐行の上、前方に停車している車両に注意するとともに、ハザードランプを点滅するなど、自車の存在を他車にわかるようすること。

また、走行を中止し、安全な場所に車を移動し退避すること。



交通労働災害防止のための点検項目

- | | |
|--|--------------------------|
| 1 冬道（圧雪、アイスバーン）を運転する場合は、路面状況に合わせた速度に落としていますか | <input type="checkbox"/> |
| 2 十分な車間距離をとって運転していますか | <input type="checkbox"/> |
| 3 冬用タイヤ（スタッドレスタイヤ）については摩耗の有無について点検していますか | <input type="checkbox"/> |

墜落、転落災害事例

～墜落防止用器具（安全帯）の取付設備の設置
及び確実な使用～

《事例1》(2月、午後2時)

- 【概要】**スコップで屋根の雪庇を落とす作業中、屋根から墜落したもの。(死亡)
【再発防止対策】

屋根の除雪等作業をする場合には、墜落防止のために墜落防止用器具（安全帯）を使用するなど、墜落防止措置を講じてから作業すること。



《事例2》(2月、午前9時)

- 【概要】**倉庫の屋根に上がり除雪作業中、明かり取り用プラスチック窓を踏み抜き、5.7メートル墜落する。(死亡)

【再発防止対策】

事前に窓の位置を確認するとともに、プラスチック窓に歩み板を設け、又は防網を張るなど、墜落防止措置を講じてから作業すること。



墜落、転落防止のための点検項目

- | | |
|--|--------------------------|
| 1 当日の天候を確認していますか。また、気温が高い場合には作業を中止する基準はありますか | <input type="checkbox"/> |
| 2 労働安全衛生法に基づき、親綱、ロリップ等の墜落防止用器具（安全帯）取付け設備を設置して墜落防止用器具（安全帯）を使用していますか | <input type="checkbox"/> |
| 3 はしごの使用については、上端及び脚部を支え又は固定して使用していますか | <input type="checkbox"/> |
| 4 屋根上に天窓等で踏み抜いて墜落する危険のある箇所がないかを事前に確認していますか | <input type="checkbox"/> |
| 5 開始前に安全な作業方法・作業手順を定め、それに基づいて作業手順書を作成していますか | <input type="checkbox"/> |
| 6 雪を落とす場所の周辺については、立入禁止区域を設定し労働者の立入を禁止していますか | <input type="checkbox"/> |
| 7 軒先等の雪庇の状況を事前に確認し、雪庇を落下させる等の措置を講じた上で作業していますか | <input type="checkbox"/> |

一酸化炭素中毒事例

～内燃機関の原則屋内使用禁止～

《事例1》(12月、午後1時)

【概要】薪釜でパンを焼成していたとき、換気が不十分であったため、労働者が一酸化炭素中毒となったもの。(休業)

【再発防止対策】

十分な換気対策を講じること。

一酸化炭素中毒防止のための点検項目	
1 屋内作業場等、自然換気が不十分なところで、内燃機関を使用していませんか	<input type="checkbox"/>
2 屋内で、練炭、ジェットヒーター等を使用する場合は、その場所を立入禁止としていますか	<input type="checkbox"/>
3 上記場所に立ち入る場合には、換気をして、かつ一酸化炭素濃度等を測定した後でなければ、立ち入らせないことを徹底していますか	<input type="checkbox"/>

冬季労働災害防止運動実施要領

厚生労働省 北海道労働局

北海道内は、冬季の積雪寒冷により、事務所等の出入口や作業通路が凍結する等のため、転倒災害が多く発生する傾向にあります。

また、降雪や気温の変化により路面が凍結することによる自動車のスリップ、吹雪等による視界不良により交通事故が発生しやすくなる傾向にあります。

さらに、建物の屋根等の除雪作業に伴う墜落災害が多く発生しています。

このことから、冬季に発生する労働災害のリスクを低減させるために、「冬季労働災害防止運動実施要領」に基づき対策を講じた上で、作業を行うなどして下さい。

取組期間

平成30年12月1日から平成31年3月31日まで

共通実施事項

- 1 気象情報に十分注意し、悪天候時には作業を中止すること。
- 2 寒冷な作業環境下での長時間労働は避けること。
- 3 寒冷な作業場等には、いつでも利用できる、適切な暖房設備を備えた休憩施設を設けること。
- 4 防寒具の着用等により、身体の動きが鈍くなることから、無理な作業は極力避け、また、日没時間も早まるところから、余裕を持った工期を設定すること。
- 5 作業開始前にKY（危険予知）活動を実施すること。
- 6 災害事例を取り入れた安全衛生教育を実施すること。
- 7 冬季特有の要因を盛り込んだ、危険性又は有害性の特定、リスクの見積り及びその結果に基づくリスク低減措置（リスクアセスメント）を実施すること。
- 8 安全管理者、衛生管理者等安全衛生管理責任者は、作業環境の把握に努め、危険要因の事前排除に努めること。また、上記対策を推進するため、安全管理体制を見直し、必要な人員を配置すること。
- 9 労働災害の発生に迅速・的確に対処するため、緊急連絡体制を整備し、関係者に周知徹底を図ること。

転倒災害防止対策

- 1 事業場敷地内、駐車場、出入口、通勤経路等の滑り易い場所を確認し、「危険マップ」を作成する等により労働者に周知すること。
 - 2 靴は保温性が高く、かつ、滑りにくいものを使用すること。
 - 3 小さな歩幅で、靴の裏全体をつけ、「急がず、ゆっくり」歩くこと。
 - 4 通路等は凍結防止対策（融雪剤、砂の散布等）を講じること。
 - 5 屋外や屋外に通じる階段にはすべり止めを設けること。
 - 6 服やズボンのポケットに手を入れたまま歩行しないこと。
 - 7 初めて北海道の冬を経験する者に対して、雪道の歩き方などの安全教育を行うこと。
- ※ 平成30年12月1日から平成31年3月31日までの間、「北海道冬季災害ゼロでんとう防止運動」を実施します。

交通労働災害防止対策

- 1 冬道運転は、法定速度の遵守はもとより、路面状況、天候に合わせた適正な速度で運転すること。
- 2 道路には除雪された雪が高く積み上げられていることが多く、そのため死角が発生し、歩行者等の発見が遅れることが多いことから、徐行する等、特に注意すること。
- 3 冬用タイヤ（スタッドレスタイヤ）については摩耗の有無を点検し、摩耗が認められた場合には、速やかに交換すること。
- 4 運転者は、冬道の運転について危険予知を行い、余裕を持って安全運転をすること。
- 5 過去の災害事例等を参考に、走行する道路等について交通安全情報マップ（交通ヒヤリマップ）を作成し、活用すること。

墜落・転落等災害防止対策

- 1 屋根の除雪や建物屋上の雪庇を取り除く作業を行うときは、墜落防止のため、墜落制止用器具（安全帯）取付け設備を設け、作業員に墜落制止用器具（安全帯）を使用させること。
- 2 はしごの滑り防止のため、はしごの脚部及び上部を固定すること。
- 3 屋根の除雪を行っているときは、周辺を立入禁止とすること。

一酸化炭素中毒防止対策

- 1 屋内作業場等の換気の悪い場所では、内燃機関を稼働させないこと。ただし、やむを得ず内燃機関を使用する場合は、換気を十分に行うとともに、一酸化炭素濃度を常時測定し、作業環境を監視すること。
- 2 練炭、ジェットヒーター等を使用する場合は、その場所に立ち入るに際して、十分に換気を行い、かつ一酸化炭素濃度等を測定した後でなければ立ち入らせないことを徹底すること。

※このリーフレットは、[冬季特有の労働災害を防止しよう](#) で 

※厚生労働省のHPも併せて参考として下さい。[職場のあんぜんサイト](#) で 



厚生労働省北海道労働局・各労働基準監督（支）署

(H30.11)



STOP! 転倒災害 プロジェクト



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

あなたの職場は大丈夫？

転倒の危険をチェックしてみましょう

転倒災害防止のためのチェックシート



チェック項目	
1	通路、階段、出口に物を放置していませんか
2	床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いていますか
3	安全に移動できるように十分な明るさ（照度）が確保されていますか
4	転倒を予防するための教育を行っていますか
5	作業靴は、作業現場に合った耐滑性があり、かつちょうど良いサイズのものを選んでいますか
6	ヒヤリハット情報を活用して、転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していますか
7	段差のある箇所や滑りやすい場所などに注意を促す標識をつけていますか
8	ポケットに手を入れたまま歩くことを禁止していますか
9	ストレッチ体操や転倒予防のための運動を取り入れていますか

チェックの結果は、いかがでしたか？

問題のあったポイントが改善されれば、きっと作業効率も上がって働きやすい職場になります。どのように改善するか「安全委員会」などで、全員でアイディアを出し合いましょう！ 次頁の「見える化」も効果的です!!



まずは、職場内で情報共有

転倒危険場所を見る化しましょう！

転倒の危険を感じた場所の情報を収集し、労働者への共有を図ることが大切です。
危険場所に下のステッカーの掲示を行うなど、転倒の危険を見る化しましょう！

※下のステッカーは、「STOP！転倒災害プロジェクト」のホームページからもダウンロードできます。

-----切り取り線-----

転倒危険！



コメント

-----切り取り線-----

2月・6月は重点取組期間です!!

STOP! 転倒災害プロジェクト

厚生労働省と労働災害防止団体では、転倒災害を撲滅するため「STOP! 転倒災害プロジェクト」を推進しています。

STOP! 転倒



事業者の皆さまは、職場の転倒災害防止対策を進めていただくとともに、プロジェクトの重点取組期間（2月、6月）には、チェックリストを活用した総点検を行い、安全委員会などの調査審議などを経て、職場環境の改善を図ってください。

転倒災害の特徴

特徴1 転倒災害は最も多い労働災害！

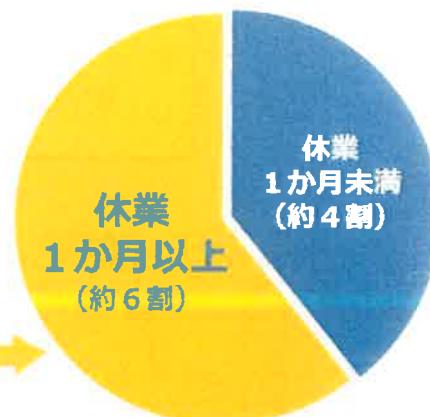
休業4日以上の労働災害、約12万件のうち、転倒災害は約2.6万件と最も多く発生しています。

特徴2 特に高年齢者で多く発生！

高年齢者ほど転倒災害のリスクが増加し、55歳以上では55歳未満の約3倍リスクが増加します。

特徴3 休業1か月以上が約6割！

転倒災害による休業期間は約6割が1か月以上となっています。



「平成27年転倒災害による休業期間の割合」 労働者死傷病報告
(厚生労働省) より作成

転倒災害の主な原因

▶転倒災害は、大きく3種類に分けられます。皆さまの職場にも似たような危険はありませんか？

滑り	つまずき	踏み外し
 <主な原因> ・床が滑りやすい素材である。 ・床に水や油が飛散している。 ・ビニールや紙など、滑りやすい異物が床に落ちている。	 <主な原因> ・床の凹凸や段差がある。 ・床に荷物や商品などが放置されている。	 <主な原因> ・大きな荷物を抱えるなど、足元が見えない状態で作業している。

転倒災害防止対策のポイント

▶転倒災害を防止することで、安心して作業が行えるようになり、作業効率も上がります。

4S(整理・整頓・清掃・清潔)	転倒しにくい作業方法	その他の対策
<ul style="list-style-type: none">歩行場所に物を放置しない床面の汚れ(水、油、粉など)を取り除く床面の凹凸、段差などの解消	<ul style="list-style-type: none">時間に余裕を持って行動滑りやすい場所では小さな歩幅で歩行足元が見えにくい状態で作業しない	<ul style="list-style-type: none">作業に適した靴の着用職場の危険マップの作成による危険情報の共有転倒危険場所にステッカーなどで注意喚起

詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください！

「STOP! 転倒災害プロジェクト」

STOP! 転倒

検索



(2017.2)